

請求人 ほか4名から、平成26年10月28日に地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により、監査請求書の提出があった。

2 請求人  
住所

氏名  
住所

氏名  
住所

氏名  
住所

氏名  
住所

氏名

3 請求の要旨

請求の要旨は、監査請求書によれば次のとおりである。

(1) 請求人の主張

ア 国土交通省（以下「国交省」という。）は、平成25年7月、天ヶ瀬ダム再開発事業（以下「本件事業」という。）に着手した。総事業費430億円。宇治川左岸、天ヶ瀬ダム横の山に、「長さが約600m、入口の直径が12m、出口の直径が約26mあり、水路トンネルとしては日本一の大きさ」（国交省パンフより）のトンネルをくりぬいて排水バイパスをつくり、同ダムから900m<sup>3</sup>/s、同バイパスから600m<sup>3</sup>/s、合わせて1,500m<sup>3</sup>/sを宇治川下流に流下させる計画である。

イ 本件事業の必要性は皆無である。血税430億円の無駄遣いであり、京都府（以下「府」という。）は府負担分を支払うべきではない。とりわけ、本件事業の目的は、同上パンフにおいて、「効果1：宇治川・淀川の洪水に対する安全性が高まります。」に加えて、「効果2：琵琶湖沿岸の浸水被害が少なくなります。」と記載されているように、滋賀県側の浸水被害軽減を主要なものとしているので、府の負担は適切ではない。加えて、1,500m<sup>3</sup>/sの琵琶湖後期放流のためには、瀬田川鹿跳溪谷の現況流下能力800m<sup>3</sup>/sを1,500m<sup>3</sup>/sにまで増強する必要があるが、具体策が検討中で未定であるにもかかわらず、本件事業に着工しているのは看過できるものではない。

ウ 本件事業は自然環境を破壊し、宇治川の景観を著しく損なうものである。のみならず、天ヶ瀬ダム放流による低周波問題は未解決の上に、事業後の低周波増大の予測もできていない。さらに、活断層の調査も不十分という問題もあり、何ら問題解決に向かって検討が進んでいな

---

監 査 委 員

---

27年監査公表第2号

ほか4名から請求のあった事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

平成27年 1月16日

京都府監査委員	植	田	喜	裕
同	山	口	勝	
同	村	山	佳	也
同	井	上	元	

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求書の提出

い。このような状況の中では、本件事業は、即刻中止すべきである。

#### エ 治水について

(ア) 国交省は、平成19年8月に淀川水系河川整備基本方針を定め（河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項）、計画高水流量を基準地点の枚方において12,000m<sup>3</sup>/s、宇治地点において1,500m<sup>3</sup>/sとした。同省は、その基本方針に沿って、平成21年3月31日に淀川水系河川整備計画を策定した。（同法16条の2第1項）

(イ) 同整備計画の中で、宇治川については、「山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し、宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m<sup>3</sup>/sの流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び本件事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることが可能になるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率が概ね150分の1の洪水に対応できることとなる。」と、

瀬田川については、「琵琶湖の後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において、1,500m<sup>3</sup>/sの流下能力を確保する。このため、大戸川合流地点から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施する。優れた景観を形成している鹿跳溪谷については、学識経験者の助言を得て、景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した河川整備について検討して実施する。さらに、瀬田川洗堰については、琵琶湖の高水位時における放流操作の信頼性をより高めるために瀬田川洗堰の改築、バイパス水路の活用等について関係機関と検討し、必要な施設改良等を実施する。」と、

琵琶湖及び琵琶湖流入河川については、「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし、下流河道で堤防の決壊による甚大な被害のおそれがある場合など、真にやむを得ないときに限って瀬田川洗堰の全閉操作、川沿いの内水排除の規則などについて検討し、流域が一体となつて的確な対策を講じる。この

ため、今後の宇治川及び瀬田川の河川整備並びに洪水調節施設の進捗状況を踏まえ、全閉操作を行わないこととした場合の流量増分への対応関係について検討を行い、必要な対策を講じた上で、瀬田川洗堰操作規則の見直しを検討する。」と、それぞれ述べられている。

(ウ) 本件事業は、この整備計画に基づいて実施されているものであるが、要点は、山科川合流点より上流の宇治川において、1,500m<sup>3</sup>/sの流量を確保すること、そのために放流能力が900m<sup>3</sup>/sにとどまる天ヶ瀬ダムのバイパスとして、本件事業により600m<sup>3</sup>/sの放流を可能とし、合計で1,500m<sup>3</sup>/sの流量を可能とすること、これにより琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減することが可能となるというものである。

しかしながら、瀬田川洗堰の活用と現在ある天ヶ瀬ダムの予備放流を含む調節により、琵琶湖浸水被害を生じないようにしつつ宇治川下流の洪水を防ぐことは十分に可能である。

具体的には、琵琶湖の貯水量は、琵琶湖平均水位を見てわかるとおり、常に基準水位を下回っているし、琵琶湖から流入する流量は、昭和28年当時よりも減少している。

また、瀬田川洗堰の設置（昭和36年）、天ヶ瀬ダムの完成（昭和39年）、25年かかった琵琶湖総合開発事業終結（平成9年3月）の結果、琵琶湖から天ヶ瀬ダムへの流量を適切に管理することが可能となり、昭和28年に比べ治水機能は飛躍的に上昇し、840m<sup>3</sup>/sの放流量で宇治川の洪水を防ぐことは十分可能となっている。

もっとも、平成に入って、ダムの放流量が900m<sup>3</sup>/sを超える流下は2度あった。しかし、平成7年5月16日の例は最大放流量約910m<sup>3</sup>/sであり、問題はない。平成25年9月16日の例、最大放流量約1,160m<sup>3</sup>/sについては、降雨初期の段階において瀬田川洗堰は全開されておらず、ダムも予備放流されていなかったため、上記治水機能は十分に発揮されなかった。仮に、堰が全閉操作されることなく初期の段階から全開され、ダムも予備放流されていれば、840m<sup>3</sup>/sを超えることなく、本件事業がなくとも対応が十分可能であった。このことは、本年（平成26年）1月から3度にわたり開催された学識経験者などによる「天ヶ瀬ダム操作に関する技術検討会」の報告書においても述べられている。国交省近畿地方整備局淀川ダム統合管理事務所は、同検討会の報告書を基に、地元宇治市の所管委員会に資料を提供し、これらの事実については、本年6月26日に地方紙が報道されている。

以上からすれば、現在のダムの放流量を840m<sup>3</sup>/sに抑制することが可能であり、本件

事業による放水量の増加を行わなくとも洪水を防ぐことができるのであるから、巨額の費用を投じて本件事業を行う必要はない。

なお、現在のダムの放流量でも非常用ゲート4門を開ければ、最大約1,160m<sup>3</sup>/sを放流することが可能であり、万が一の場合でもこの範囲で対応することが可能である。

- (エ) 天ヶ瀬ダム上流の瀬田川の鹿跳溪谷では流下能力が800m<sup>3</sup>/sしかないことは、国交省も認めている。また、瀬田川洗堰からの放流能力も約800m<sup>3</sup>/sしかないため、天ヶ瀬ダムと瀬田川洗堰の下流の大戸川合流地点でそれぞれ1,500m<sup>3</sup>/sの放流量を確保しても、これらの中間地点である鹿跳溪谷で800m<sup>3</sup>/sの限度でしか流量がないのだから、両地点で1,500m<sup>3</sup>/sを確保できても無意味なことは明らかである。

本件事業は、800m<sup>3</sup>しかない水を入れるために、1,500m<sup>3</sup>の器をつくるのに等しい愚挙であり、このことについては、淀川水系流域委員会（以下「流域委員会」という。）の意見書や国土研報告書でも指摘されている。

- (オ) 以上、天ヶ瀬ダムの予備放流の適切な発動、これらと連動した瀬田川洗堰の開閉作用により、現行天ヶ瀬ダムの放流能力で宇治川下流の洪水と琵琶湖沿岸の浸水被害を防止することができるだけでなく、そもそも1,500m<sup>3</sup>/sを放流させることを目的とした本件事業は、800m<sup>3</sup>/sしか流下してこないという点で、無意味な事業であることは明らかである。

#### オ 利水について

水道事業を見ると、府は宇治川（天ヶ瀬ダム）、木津川及び桂川（保津川）を水源に水道水をつくり、南部10市町に供給しているが、給水量の推移を見てもわかるとおり、安定的に推移しており、かつ給水量に対して基本水量は十分である。

さらに、府は平成16年度から運転管理業務の一部委託化で事業の効率化を進めていたが、平成22年度からは運転管理の全面委託を実施するとともに、広域浄水センターによる浄水場の一元管理を実施し、さらに安定的に水道水を供給できる体制をつくっており、利水についても、本件事業は必要ない。

#### カ 本件事業が着工されるまでの経緯

- (ア) 国交省は、河川法改正に伴い、平成13年2月、流域委員会を立ち上げた。ダム着工までに、河川工学、生態系の諸専門家、住民などの意見を聴くためである。流域委員会は第1次から第4次まで（平成13年から平成20年まで）開かれたが、いずれも「ダム再開発の必要なし。」とした。

- (イ) 国交省は、平成24年1月、第5次の流域委

員会の結成を取り止め、代わってボランティア諸団体などによる「天ヶ瀬ダム水源ビジョン推進連絡協議会」を立ち上げた。宇治市観光ボランティアガイドクラブ、フォレストアージュ、エコパートナーシップうじたわらなどで、河川工学、生態系などの専門家ではなかった。また、国交省は、ボランティア団体のほか、国傘下の諸官庁（関連部局）を委員会に入れ、流域委員会に代わるものとした。

- キ 本件事業の進捗状況は、長さ617mのトンネルの中央あたりに、トンネルに至る立掘を掘削中である。河川工事（ダム再開発を含む。）が始まって、水生生物の生態系が乱れ、宇治川周辺に近年トビケラが異常発生して、近隣の商店街、住民を悩ませている。

- ク 以上のとおり、本件事業は、治水、利水及び環境保全のいずれの観点から見ても不必要・無意味・有害な事業である。京都府知事（以下「知事」という。）は、河川法第16条の2第5項に基づく国交省からの求意見の際、その旨を述べるべきであったが、これを怠った違法がある。また、本件事業の違法性は地方財政法第4条1項に抵触することでも明らかである。

- ケ 上記の主張を証する書面として、次に掲げる書面の提出があった。

- ・「天ヶ瀬ダム再開発の概要」（国交省琵琶湖河川事務所作成パンフ）
- ・京都新聞記事の切り抜き（平成25年6月11日付）
- ・淀川水系河川整備計画策定に関する意見書（平成20年10月16日）
- ・国土交通大臣通知及び府支払伝票
- ・国土交通大臣通知及び府支出命令書
- ・琵琶湖平均水位（琵琶湖河川事務所）
- ・事業の経緯（琵琶湖河川事務所）
- ・琵琶湖総合開発（琵琶湖河川事務所）
- ・資料要求書NO.111（宇治市建設総括室）
- ・淀川水系（瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの効果③）（琵琶湖河川事務所）
- ・天ヶ瀬ダム操作に関する技術検討会
- ・天ヶ瀬ダム操作について（宇治市建設総括室）
- ・城南新報記事の切り抜き（平成26年6月26日付）
- ・平成24年度府公営企業会計決算書及び附属書類、会計決算の概要
- ・流域委員会関係資料
- ・新聞記事の切り抜き（平成8年5月12日付）
- ・天ヶ瀬ダム水源地域ビジョン推進連絡協議会委員会
- ・「宇治観光ボランティアガイドクラブ」バリアフリー化推進功労者表彰受賞

#### (2) 請求人の措置請求

知事に対し、平成25年度分府負担額8億1,522

万7,686円（利水分4億8,657万5,000円、治水分3億2,865万2,686円）について国交省に返還を求めるよう、また、平成26年度以降の府負担額を支払わないよう必要な措置を講じられることを求める。

## 第2 請求の受理

本件請求について、本件事業に係る平成25年度分府負担金のうち、平成25年10月28日以前の支出については、支出の日から1年を経過した請求であると認められるが、法第242条第2項ただし書きに規定する正当な理由の説明がないため、請求人の陳述及び新たな証拠の提出をもって判断することとし、請求を受理した。

## 第3 請求人の証拠の提出及び陳述

1 請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成26年11月28日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。また、同条第7項の規定により関係執行機関の職員の立会いを認めたと、関係執行機関の職員7名が立ち会った。

2 当日は、請求人（ ）、請求人（ ）代理人（ ）及び請求人（ ）代理人（ ）が出席し、（ ）、（ ）が請求の要旨を補完する以下の趣旨の陳述を行った。

なお、請求人から次のとおり新たな資料の提出があった。

- ・天ヶ瀬断層群と天ヶ瀬ダム近傍の活断層について（宇治市防災を考える会）
- ・ダムが国を滅ぼす（ 、「週刊SPA!」ダム取材班）
- ・新聞記事の切り抜き（平成20年5月12日付）
- ・資料要求書NO.15（宇治市建設総括室）

### < 陳述 >

平成13年に国交省が設置した有識者会議である流域委員会の委員の意見を2、3取り上げたい。

まず、元委員長の 京都大学名誉教授は、国交省は天ヶ瀬ダムの放流能力は毎秒1,100m<sup>3</sup>と発表しており、それ以上は上げる必要がないと簡潔に述べている。また、元委員長の 龍谷大学教授は、国側はダム建設の形式的な手続を踏むために委員会を開いたに過ぎないという批判をされている。さらに、元淀川工事事務所長で退職後この流域委員会の委員長をされた 氏は、現職の頃から、河川のダムというのは非常に危険であるということ講演で述べられていた。堤防は全部脆弱であり、ダムよりまず堤防の強化を考えなくてはならないとおっしゃっている。この方は、平成20年に流域委員会の委員長になられて、第5次の途中で尻切れトンボとなり、うやむやになってしまったが、ダムの再開発は不要であると言い切っておられ、国交省の設置した流域委員会が結論的にはノーという結論を出している。

また、天ヶ瀬ダム再開発工事の前に、宇治川改修工事を行っているが、これが非常に不可解な工事と

なっている。塔の島近辺の1m30cmの掘削をしながら、一方でちょうど対岸の右岸のあたりに、目で見えるエリアが900m<sup>2</sup>、見えないところが3,000m<sup>2</sup>を埋め立てしている。一方で掘削をしながら、他方ではそこにまた埋め立てをしているという訳のわからないことをやっている。宇治市議会議員として、5回以上にわたり埋立ての理由を議会質問し、27年度中には、埋立てを撤去するという約束を取りつけたが、このように非常に曖昧な形で不要な工事をやっている。また、中之島公園では、全然治水には関係のない桜の木を中心とした景観用の樹木をほとんど100本に近い数を伐採するなど、不可解なこともある。

今、宇治川の魚が減り、ここ5、6年ぐらい前からトビケラが非常に繁殖し、周辺の商店街や住民に非常に迷惑がかかっている。これも、やはり天ヶ瀬ダムの再開発を中心とするいろいろな工事が原因ではないかという有識者の方もおられる。

### < 陳述 >

本件事業は、宇治川、淀川の水害に対する安全性を高めること、また、琵琶湖沿岸の浸水害等を軽減することが目的としてうたわれており、宇治地点の計画高水流量を1,500m<sup>3</sup>/sと設定した上で、天ヶ瀬ダムからの放流を900m<sup>3</sup>/sとし、本件事業で600m<sup>3</sup>/s増やして、合計1,500m<sup>3</sup>/sとするとされている。本件事業の必要性は、皆無、無意味、有害な事業である。総工費430億円の血税をどぶに捨てるに等しいと言わざるを得ない。

本件事業の前提には、淀川の基本高水流量を17,000m<sup>3</sup>/sとされているが、これはカバー率を91%として算出された数字である。このカバー率は極めて高すぎる数字であり、この基本高水は極めて過大に見積もられていると考える。したがって、基準地点の枚方の計画高水流量の12,000m<sup>3</sup>/sも過大となる。また、宇治地点の計画高水流量は1,500m<sup>3</sup>/sとなっているが、この数字にも全く根拠がなく、宇治地点がどこを指しているのかも、具体的ではない。

また、平成20年10月16日付けの流域委員会の意見を無視しているという点で、本件事業は河川法に違反し、その意味でも違法である。河川法は、平成9年の改正で、それまでの反省を踏まえ、第16条の2第3項により必要と認められるときは、河川に関し学識経験者を有する者の意見を聴かなければならないという規定を設けた。本件事業においても、流域委員会が設置され、度重なる会議の上、結論として本件事業は不必要であるとの結論になっているにもかかわらず、この意見を無視したという点で重大な誹謗性をはらんでいる。

次に、瀬田川洗堰の活用と天ヶ瀬ダムの予備放流を含む調節によって、目的とされている琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減や宇治川下流の洪水の防止は、本件事業がなくても十分に達成できる。琵琶湖の貯水量はどんどん低下し、宇治川の流量も減少し

ている。本件事業は、昭和28年9月の台風13号の流水雨量を前提に計画されているが、それ以降、昭和36年には瀬田川洗堰が設置され、昭和39年には天ヶ瀬ダムの完成、琵琶湖総合開発事業の終結により、琵琶湖沿岸の浸水の危険性は大幅に改善されてきている。したがって、840m<sup>3</sup>/sの天ヶ瀬ダムの放流量で宇治川の洪水を防ぐことは十分可能であると考えられる。最後に、瀬田川洗堰から若干南に下がったところに、鹿跳溪谷というところがあるが、流下能力は800m<sup>3</sup>/sしかなく、そこに1,500m<sup>3</sup>/sを流すというのは、愚かな工事だと言わざるを得ない。

#### ＜ 陳述 ＞

本件事業は、ダムからの放流量をさらに増やす工事であり、そういう意味においては、下流においては放流量が増大していくということであり、発想としては、上流側の治水を主たる目的として考えられていると思われる。そうすると、府においては、基本的に治水効果はなく、実質的には琵琶湖における洪水の防止ということになる。重要なのは、むしろそれ以上に、下流側にある府においては、放流量の増大により、治水面という洪水等の危険性が増していくのではないかと疑いが持たれている。特に、ダムからの放流と再開発によるトンネルからの放流が合流する白虹橋付近については、合流による流量の増大に対する安全性の検証がされているかも疑わしい。流量の増大により、下流の塔の島付近で増水の危険性が増す上、世界遺産バッファゾーン内の景観に対する影響も懸念されている。

さらに、放流量の増大により低周波が増大する危険性があり、これについての検証や周辺地域への影響等の検証も不十分ではないかと考えている。また、地質や活断層との関係についても、本件事業が地盤等に与える影響、活断層と地震に対する影響が非常に懸念される。天ヶ瀬ダム管理事務所の地元住民への説明においては、付近3km以内には活断層は存在しないとのことだったが、この住民の方たちの調査では、ダムから2km近辺に活断層が発見されている。

したがって、再開発によるトンネル掘削というのは、安全性が十分ではなく、検証もされていないということで、不必要という以上に有害であると考えられる。

なお、監査対象の一部について、1年を経過していることについての理由であるが、当初7月に一度監査請求をしたが、財務会計上の行為の特定が十分でなかったため、一度取り下げた。

その上で、改めて情報公開請求により各支出を特定し、速やかに監査請求したものであり、1年を経過したことはやむを得ないことであり、監査対象となると考えている。

#### 第4 関係執行機関の陳述

- 1 関係執行機関の職員に対して陳述の聴取を行うとともに、法第242条第7項の規定により、請求人の

立会いを認めたところ、請求人2名、代理人2名が陳述に立ち会った。

- 2 関係執行機関の職員7名が出席し、建設交通部河川課鴨川条例担当課長、文化環境部理事（建設整備課長事務取扱）が請求の要旨に対する以下の趣旨の陳述を行った。

#### ＜建設交通部河川課鴨川条例担当課長の陳述＞

本件事業は、事業主体が国の国交省だが、事業目的の一つである治水関係に係る費用については河川法に基づき府建設交通部が、利水関係については水利権取得のために府文化環境部が負担しているため、請求内容について各所管する部局から陳述する。

まず、治水関係についてだが、本件事業の目的及び効果については、既存の天ヶ瀬ダムの貯水容量を効率的に活用することで、下流の宇治川等において洪水を安全に流下させることができ、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するために、下流の流下能力に合わせて天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うものと国交省から説明を受けている。

本件事業により、大雨が予想される場合、天ヶ瀬ダムに貯まっている水を早く流すことができることにより、早く貯水位を下げるができること、また、大雨によってダムに貯まった水をいち早く流すことができることにより、次の台風等に備えることができることなど、府にとっては天ヶ瀬ダム下流の宇治川の治水安全度の向上が図られるものと国交省から説明を受けており、府としても府民の安心・安全に寄与する事業と認識している。

次に、今回の住民監査請求書に書かれている天ヶ瀬ダムの放流による低周波音については、国交省において、ゲート操作による低減効果を現地調査により測定し、低減効果のある放流操作方法を検討されているところであり、トンネル式放流設備を優先的に活用する等の放流量の配分を工夫することや軽減効果のある対策工の実施により、低周波音を減少させる可能性があることから、今後の実運用に向け模型実験も実施し、検討が進められている。これらの調査・検討に当たっては、学識経験者に御意見を伺いながら進めていると国交省から説明を受けている。

次に、基礎地盤に断層がある場合については、国交省では必要に応じて基礎処理を行い、強化することとされている。なお、天ヶ瀬ダムを建設した際に確認している断層（F-0断層）については、活断層ではないが、天ヶ瀬ダム建設時に基礎処理をしており、また、本件事業においては、このF-0断層沿いの弱い部分については、トンネル周辺地盤の補強を行うこととしていると国交省から説明を受けている。

また、トビケラの異常発生の原因については解明されていないとの説明を国交省から受けている。

こうした環境等の問題に対し、府としては、平成21年3月の河川整備計画において、国に対し「観光や景観、地層・地質等について、地元に対して十分

配慮を求める。」との意見や、平成26年7月の事業評価時にも「環境等へ配慮しつつ事業を推進し、早期完成に努められる。」などの意見を述べてきたところである。

国交省は、このような府からの意見も踏まえ、環境問題に対し必要な対応を行っているところと聞いている。

本件事業の概要及び請求人からの意見に対する事業主体である国交省から受けている説明については、以上のとおりであるが、府としては、本件事業は琵琶湖の後期放流や瀬田川洗堰の全閉操作の頻度を減少させるために有用であるとの見解であり、府議会の同意を得て、「早期完成と更なる費用の縮減に努められる。」旨の意見を提出しているところである。

また、治水分に係る平成25年度府負担金については、河川法第59条、第60条第1項及び第63条第1項の規定により、国に対して府が負担するものとされており、この負担金を盛り込んだ予算案については、府議会の議決を経て執行しているものであり、同負担金の支出は、内容、手続ともに違法、不当なものではない。

<文化環境部理事（建設整備課長事務取扱）の陳述>

本件事業への利水参加は、現在、本件事業を前提とした暫定豊水水利権により取水し、受水市町に水道用水として供給しているものを安定化するものであり、新たな水需要に対応するためのものではない。

具体的には、宇治市を含む府営水道最大の給水区域を抱える宇治浄水場では、天ヶ瀬ダム0.3m<sup>3</sup>/sの安定水利権をもとに、昭和39年から取水開始しており、その後人口増加等に伴う水需要増に対応すべく、本件事業0.6m<sup>3</sup>/sの費用負担を前提とした暫定豊水水利権により取水した水を浄水処理した上で、受水市町に対し、水道用水として供給しているところである。現状で、ほぼ現有施設能力に相当する稼働状況である宇治浄水場では、水利権全体の0.9m<sup>3</sup>/sの3分の2が、本件事業0.6m<sup>3</sup>/sを前提とした暫定豊水水利権に依存している状況である。それにより、本件事業への利水参加を継続し、宇治浄水場の暫定豊水水利権の早期安定化を図るものである。

また、「基本水量」とは、基本料金の算定に用いる水量であり、水源開発、施設整備等の投資に係る負担であって、受水市町と協議の上決定した水量だが、一方、「給水量」とは、受水市町に実際に供給された水量であり、これらを単純に比較して水源が十分であるとは言えない。したがって、利水についても本件事業が必要でないとの主張は、誤りと考えている。

さらに、運転管理業務については、浄水場の運転管理業務は外部委託しているが、3浄水場を集中監視している広域浄水センターは、一部夜間を除き直営で実施している。いずれも、管理の集約化等による運営コストの合理化等を図るための体制に関する

ものであり、水源確保とは直接関係がなく、本件事業への利水参加に関連するものではない。

また、利水分に係る平成25年度府負担金については、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第7条第1項の規定により、ダム使用権の設定予定者が負担するものとされており、この負担金を盛り込んだ予算案については、府議会の議決を経て執行しているものであり、内容、手続ともに違法、不当なものではない。

## 第5 監査の実施

### 1 監査対象事項

法第242条第2項の規定によれば、正当な理由があるときを除き、財務会計上の行為があった日から1年を経過したときは請求できないこととされており、本件請求にある本件事業に係る平成25年度分府負担金のうち、平成25年10月28日以前の支出は、既に支出があった日から1年を経過している。

この点について、請求人に対し、陳述において正当な理由の説明を求めたが、正当な理由があると認める特段の事情は認められなかったことから、平成25年度分の支出のうち、平成25年10月28日以前の支出については、監査対象としないこととし、本件の監査対象事項は次のとおりとした。

平成25年10月29日から平成26年3月31日までの本件事業に係る支出（以下「本件支出」という。）が、法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか。

### 2 監査対象部局

建設交通部、文化環境部

## 第6 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件措置請求事項に係る請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

### 1 事実関係の確認

本件監査は、監査対象事項に関し、関係書類等を調査するとともに、監査対象部局からの説明の聴取等によって行い、その結果、次の事項を確認した。

(1) 本件事業は、宇治川及び淀川の洪水調節、琵琶湖周辺の洪水予防、府の水道用水の確保等を目的として、昭和39年に完成した天ヶ瀬ダムの左岸側にトンネル式放流設備として、内径が10.3m、延長617m、計画放流量が600m<sup>3</sup>/sの設備を設ける事業で、国が事業主体として、平成元年に建設事業に着手され、平成30年度に完成の予定である。

治水面では、既存の天ヶ瀬ダムの貯水容量を効率的に活用することで、下流の宇治川等において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を行うため、下流の流下能力に合わせて、天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うものであり、これによって、大雨が予想される場合、天ヶ瀬ダムに貯まった水を早く流すこ

とができることにより、早く貯水位を下げることもできること、また、大雨によりダムに貯まった水をいち早く流すことができることにより、次の台風等に備えることができるなど、府としては、天ヶ瀬ダム下流の宇治川の治水安全度の向上が図られ、府民の安心・安全に寄与する有用な事業と認識されている。

また、利水面では、宇治市、城陽市、八幡市及び久御山町の3市1町を対象とした水道用水について、府営水道の水利権0.9m<sup>3</sup>/sのうち0.6m<sup>3</sup>/sが本件事業への利水参加を前提とした暫定豊水水利権であり、これを安定水利権とすることにより、府営水道受水市町への安定的な水道用水供給を図ることとされている。

- (2) 本件事業に係る府負担金について、治水分については、河川法第60条第1項の規定により府が負担することとされており、また、利水分については、特定多目的ダム法第7条第1項の規定により、ダム使用権の設定予定者である府が負担することとされている。府の負担割合については、治水分が約10.7%、利水分が8.8%である。

府は、平成25年度までに治水分として約19億円、利水分として約17億円を支出しており、平成26年度以降、治水分として約21億円、利水分として約21億円を支出する見込みとなっている。

このうち、平成25年度分の支出総額は、8億1,522万7,686円で、その内訳は、治水分が3億2,865万2,686円、利水分が4億8,657万5,000円である。

- (3) 本件事業への利水参加については、前述のとおり、新たな水需要に対応するためのものではなく、現在、本件事業への利水参加を前提として許可された暫定豊水水利権により取水し、水道用水を供給しているものを安定化するためのものとされている。

具体的には、宇治市を含む府営水道最大の給水区域を有する宇治浄水場では、昭和39年から、天ヶ瀬ダム0.3m<sup>3</sup>/sの安定水利権をもとに取水開始しており、その後、人口増加等に伴う水需要増に対応するため、本件事業への利水参加を前提として許可された暫定豊水水利権0.6m<sup>3</sup>/sを加えた水利権0.9m<sup>3</sup>/sにより取水した水を浄水処理した上で、受水市町に水道用水を供給している。

現在の宇治浄水場の現有施設能力（水源の確保量や浄水場の処理能力をもとに現在の浄水場が最大給水することができる1日当たりの水量）は72,000m<sup>3</sup>/日で、これに対し直近5年間（平成21年度から平成25年度まで）の一日最大給水量（送水量）の実績は67,250m<sup>3</sup>/日で約93%に達しており、ほぼ現有施設能力に相当する稼働状況であるが、その水利権0.9m<sup>3</sup>/sの3分の2に当たる0.6m<sup>3</sup>/sを暫定豊水水利権に依存しており、本件事業への利水参加を継続し、宇治浄水場の暫定豊水

水利権の早期安定化を図ることが必要とされている。

なお、宇治浄水場の暫定豊水水利権については、国が決定した「淀川水系における水資源開発基本計画」において、本件事業が水資源開発として位置付けられ、その後、国が作成した本件事業に関する基本計画において、府がダム使用権設定予定者として定められたことを受け、本件事業完了前に河川法第23条の規定により、府から国に水利権使用許可申請を行い、本件事業への利水参加を前提に許可されている。

また、今後の水需要については、平成25年3月に策定された「京都府営水道ビジョン」において、受水市町から提供された水需要予測をもとに平成34年度の一日最大給水量を134,711m<sup>3</sup>/日と推計しており、現状の実績とほぼ同水準で推移する見通しとされている。

- (4) 請求人は、利水上の必要性に関し、給水量に対して基本水量は十分である旨主張しているが、府は、基本水量とは基本料金の算定に用いる水源開発、施設整備等の投資に係る負担であって、受水市町と協議の上、決定した水量であり、一方、給水量とは、受水市町に実際に供給された水量であって、これらを単純に比較することはできないとしている。

すなわち、比較すべき水量としては前述の現有施設能力となり、また、その水量と比較する給水量については、請求人が主張する年間の給水量実績（一日平均給水量の実績）ではなく、安定的に水道用水を供給するためには、気象条件などの需要変動を考慮した一日最大給水量の実績と比較すべきものとしている。

現在、天ヶ瀬ダム0.3m<sup>3</sup>/s及び本件事業0.6m<sup>3</sup>/sの水利権により水道用水を供給している宇治浄水場は、前述のとおり、ほぼ現有施設能力に相当する稼働状況となっており、今後においても、受水市町に安定的に水道用水を供給するためには、本件事業からの0.6m<sup>3</sup>/sの安定水利権の確保が必要としている。

- (5) 請求人は、利水上の必要性に関し、浄水場の運転管理業務の外部委託や、広域浄水センターの設置により安定的な供給体制ができている旨主張しているが、府は、いずれも管理の集約化等により運営コストの合理化等を図るための体制に関するものであり、水源確保とは直接関係はないとしている。

現在、府営水道は3つの浄水場があり、本件事業の暫定豊水水利権を含む宇治浄水場72,000m<sup>3</sup>/日、木津浄水場48,000m<sup>3</sup>/日、乙訓浄水場46,000m<sup>3</sup>/日を合わせて、166,000m<sup>3</sup>/日の現有施設能力を有している。広域水運用システムは、この能力をもとに、3浄水場がそれぞれ異なる河川から取水し、その3浄水場の送水管路が接続され、給水区域全

域に対し相互にバックアップを行うシステムであり、日常的に起こるトラブルや水質異常に対してはもちろん、地震や事故時などの非常時も、安定的に水道用水を供給するものである。

このシステムを考慮し、府営水道の3浄水場を一体として捉まえて考えた場合、広域水運用を開始した平成23年度以降の府営水道全体の一日最大給水量の実績は132,997m<sup>3</sup>/日で、現有施設能力166,000m<sup>3</sup>/日に対して約80%に達している。また、本件事業の暫定豊水水利権を含む72,000m<sup>3</sup>/日の現有施設能力を有する宇治浄水場では、一日最大給水量（送水量）が66,850m<sup>3</sup>/日で、約93%に達しており、ほぼ現有施設能力に相当する稼働状況となっている。したがって、3浄水場の広域水運用システムが整った状態にあっても、水道法に基づく給水義務を果たし、安定的に水道用水を供給するためには、現有施設能力166,000m<sup>3</sup>/日が必要であり、宇治浄水場の水源である本件事業による0.6m<sup>3</sup>/sの水利権の必要性に変わりはないとしている。

- (6) 請求人が違法と主張する河川法第16条の2第5項の規定による知事意見について、府は、学識経験者による技術検討会を設立し、平成20年9月に取りまとめた「淀川水系河川整備計画案に対する京都府域への効果等に関する技術的評価（中間報告）」の結果や、市町村の意見を踏まえ、平成21年2月府議会への報告を経て、市町村の意見を付して意見書として国に回答している。
- (7) 請求人が主張する環境保全等の問題に関しては、府から国に対し、河川法第16条の2第5項の規定による知事意見として、平成21年3月に策定された「淀川水系河川整備計画」において「観光や景観、地層・地質等について、地元に対して十分配慮を求める。」との意見を述べるとともに、平成26年7月の事業評価時においても、「環境等へ配慮しつつ、事業を推進し、早期完成に努められたい。」との意見を述べている。

## 2 判断

上記事実関係を踏まえ、本件監査の判断は、次のとおりである。

- (1) 治水上の必要性について、一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により、国土交通大臣が河川管理者として、その責任のもとに行うこととなっており、知事の裁量権が及ばないことから、判断の対象外とした。
- (2) 利水上の必要性、すなわち本件事業への府の利水参加の必要性については、
- ① 現在、本件事業への利水参加を前提として暫定豊水水利権により取水し、宇治市、城陽市、八幡市及び久御山町の3市1町を対象に水道用水を供給しているものを安定水利権とすることにより、府営水道受水市町への安定的な水道用水供給を図ろうとするものであること、

② 暫定豊水水利権0.6m<sup>3</sup>/sの必要性についても、現状の給水実績等から判断して妥当なものであること、

③ 今後の水需要について、平成25年3月に策定された「京都府営水道ビジョン」において、現状の実績とほぼ同水準で推移する見通しが示されていること

から、本件事業への利水参加が必要との判断は妥当なものと認められる。

- (3) 本件事業に係る府負担金については、宇治川の治水安全度の向上や水道用水の安定確保の見地から、河川法第60条第1項及び特定多目的ダム法第7条第1項の規定により、府が事業主体である国に対して支出しているものである。この負担金を含んだ予算案については、府議会の議決を経て執行されており、経理処理についても適正に行われていると認められる。
- (4) 河川法第16条の2第5項の規定による知事意見について、府は、学識者による技術検討会を設立し、平成20年9月に取りまとめた「淀川水系河川整備計画案に対する京都府域への効果等に関する技術的評価（中間報告）」の結果や、市町村の意見を踏まえ、府議会への報告を経て、国に回答しており、請求人が主張する違法性は認められない。
- (5) 環境保全等への対応については、本件事業の事業主体は国であることから、当然に事業主体である国において調査及び検討が行われ、必要な検証及び対策を講じた上で事業が進められるべきものである。府においては、平成21年3月の河川整備計画や、平成26年7月の事業評価時において、国に意見を述べており、事業主体でない府の対応としては是認できる。
- (6) 以上のことから、請求人が主張する本件事業に係る府負担金の支出が地方財政法の規定に違反する支出とは認められない。
- よって、本件支出については、違法又は不当な公金の支出とするに足りる事由は認められない。